明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の一部を変更する件（環境五九）　一

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　六

特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構意見招請関係　四一

地方公共団体
行旅死亡人関係　四一

会社その他

会社決算公告　四二

告示

○環境省告示第五十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三条第一項の規定に基づき、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成十九年環境省告示第三号）の一部を次のとおり変更したので、同条第四項の規定により公表する。

平成二十三年九月五日

環境大臣　細野　豪志

鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

目次中「人獣共通」を削り、「第八　鳥獣保護事業の実施体制に関する事項」を「第九　その他鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項」に改める。

Ⅰ第１１中「深刻な」を「一層深刻な」に改め、「総合的な鳥獣の保護管理」の下に「の一層の推進」を加え、「必要となっている。」の次に次の段落を加える。

鳥獣保護事業の実施に当たっては、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等を始めとする同法の趣旨を踏まえることが必要である。

さらに、鳥獣の保護管理は、平成22年に開催された生物の多様性に関する条約第10回締約国会議において採択された新戦略計画（愛知目標）の達成に向けて重要な要素であることにも留意することが必要である。

加えて、全国的に深刻な状況にある農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害防止計画等との一層の連携、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）を踏まえた地域レベルでの生物多様性保全活動等を推進することが必要である。

Ⅰ第１１中「狩猟者の育成・確保」の下に「、地域ぐるみでの取組及び隣接地域との連携の推進」を加え、「こうした状況の下」を「こうしたことを踏まえ」に、「地域個体群」を「種及び地域個体群」に改め、「自然界」の下に「という不確実性を持つ対象」を加え、「補うための」を「前提とした」に改め、「充実させ」の下に「、実効性を高め」を加え、「推進し」を「一層推進し」に改め、「健全な発展」の下に「及び地域の活性化」を加える。

Ⅰ第１２(1)中「依然として」を「一層」に改め、「存在している。」の下に「また、餌の豊凶が個体数又は生息域に大きく影響を与える場合も見られている。」を加え、「43都道府県で83の特定計画（平成18年12月１日現在）」を「46都道府県で117の特定計画（平成23年４月１日現在）」に、「ニホンジカ」を「ニホンジカ及びイノシシ」に、「イノシシ」を「クマ類」に、「新たな鳥獣保護管理の方向として、カワウ等については広域的な保護管理の取組が開始されており、鳥獣の地域個体群の特性に応じた広域的な鳥獣保護管理、さらには」を「個体群が広域に分布する鳥獣の保護管理については、地域個体群ごとの広域的な鳥獣保護管理が課題となっている。広域指針については、現在作成されているのはカワウ２地域、クマ１地域であり、特定計画への反映も含め一層の推進が必要である。さらに、」に、「さらに」を「加えて」に、「確保の必要性が指摘されている。」を「確保が必要である。」に改める。

Ⅰ第１２(2)中「横ばいの」を「微減」に、「また、一部の鳥獣保護区では生息環境の悪化も生じており、生息環境の改善を図る必要性が生じている。」を「鳥獣保護区においても、特定鳥獣の個体数調整の取組等により鳥獣保護区の指定についての地域の理解を促進し、生息環境の維持・改善はもとより、被害の軽減も図る必要がある。」に改める。

Ⅰ第１２(6)の見出し中「鳥獣の流通及びその他の課題」を「鳥獣の流通等」に改め、同(6)中「愛がん」を「愛玩」に改め、「鳥獣と人に感染する人獣共通感染症については、最近の国内外の高病原性鳥インフルエンザの発生等により市民の関心が高まっており、鳥獣行政担当部局においては、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報提供等の役割が求められている。」を「努めるとともに」の下に、「特定計画の策定及び適切な実施」を加える。

Ⅰ第１３(2)ハ中「イリオモテヤマネコのように」を「全国的に」に、「種の存続に支障を来たす」を「絶滅の」に、「安定して」を「安定して」に改め、同ホ中「実施体制の充実に努めるものとする。」の下に「特に、狩猟者については減少傾向が続いていることから、その確保に努めるとともに、新たな個体数調整の体制についても検討を進めるものとする。」を加える。

Ⅰ第１３(3)ヘ中「第７条第５項」を「第７条第６項」に、「鳥獣とする。また、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。」を「鳥獣とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。」に改め、同(2)中「特に、」を「特に」に改める。